

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会  
検証結果取りまとめ

令和3年2月5日

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

－ 目 次 －

はじめに

1	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会における検証事項	1
2	検証結果取りまとめ	1
(1)	ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証	1
(2)	次年度のEBPMの実践に向けた検証	3
ア	事業のスクリーニング基準に係る検証	3
イ	予算過程での反映方法に係る検証	5
ウ	事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証	6
エ	その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証	7

参考資料

参考1	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会開催要綱	9
参考2	検証会の開催状況等	11
参考3	第1回厚生労働省のEBPM推進の推進に係る有識者検証会資料	12
参考4	第2回厚生労働省のEBPM推進の推進に係る有識者検証会資料	41
参考5	第3回厚生労働省のEBPM推進の推進に係る有識者検証会資料	64

## はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたみずほ情報総研株式会社の参集により開催されたものであり、令和 2 年 9 月 4 日から令和 3 年 2 月 5 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組の課題について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局が主催する各種 E B P M 会議等においても、E B P M の推進について議論が行われており、今後、E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）が取りまとめられるため、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組を検討するに当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

## 1 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会における検証事項

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会（以下「検証会」という。）では、以下の点を検証事項として検証を行った。

### (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

厚生労働省の令和2年度EBPMの実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

### (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

#### ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

令和2年度EBPMの実践事業を選定する（除外する）基準の検証を行った。また、同実践事業の中から、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業を選定する基準についても検証を行った。

#### イ 予算過程での反映方法に係る検証

EBPMがより浸透・定着するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

#### ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

EBPMの実践事業実施後の効果検証方法等（行政事業レビュー公開プロセスでの活用など）について検証を行った。

#### エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のEBPMの浸透・定着を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

## 2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

### (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

#### ① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度EBPMの実践事業を選定し、選定された全ての実践事業に対して、以下の観点に基づく点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定し、ここでは必須項目を点検対象として、必須項目の内容が修正されることを到達基準として行った。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルとして模範的な記載であることを到達基準とした点検・助言等を行った。なお、点検項目は上述の項目と同じであるが、必須項目のみならず推奨項目も含めた全ての項目を修正対象とした。また、効果検証方法に係る項目のフィードバックについては、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

ロジックモデル点検の観点	
1. ロジック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観点 1a: ロジックモデルの各要素項目が適切に記されているか</li> <li>・ 観点 1b: 要素項目間の流れに論理的整合性があるか</li> </ul>
2. エビデンス、効果検証方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観点 2a: 「施策の必要性」と「施策の妥当性」を示す証左としてエビデンスが適切に用いられているか。また、アウトプットやアウトカムにおいて、定量的な指標の設定が適切にできているか。</li> <li>・ 観点 2b: 効果検証方法が適切に設定されているか。エビデンス創出に向けた事前設計(リサーチデザイン)が適切か</li> </ul>

## ② 検証結果

令和2年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和2年度EBPMの実践事業では、令和4年度の効果検証に向けて事業の実施前にリサーチデザインを施す取組を行っている。こうした取組はEBPM浸透に向けて理想的な方法であり、厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。ただし、以下の点については検討が必要である。

### (i) ロジックモデルの点検・助言の検証

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの点検では、対象事業に対し全て同一の点検項目・同一の点検基準で判定している。しかし、分野によっては様々な視点で判断することが望ましい場合もあるので、今後は分野の事情等も踏まえた点検項目の在り方も検討することが望まれる。
- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの助言では、ほぼ全ての事業で「エビデンスは一定程度の水準に達していた」とコメントしている。しかし、エビデンスには様々な定義があることから、そのエビデンスがどの程度のレベルのエビデンスなのかを明記しないと、頑健なエビデンスが揃っているかのようにミスリードしてしまう場合もあるので、ロジックモデルの点検においては、エビデンスの定義を明確にした上で点検結果を記載することが望まれる。なお、現在政府は広義のエビデンス(因果関係のみならず、「正しい課題設定や目標から遡った政策手段の洗い出し等を前提として、政策課題の現状把握のための情報を含むもの」)を基にEBPMを推進している。こうした政府方針に則る方針に異論はないものの、あまりに過度に広義のエビデンスを用いることは避けることが望まれる。

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業で提出されたロジックモデルの中には、抽象的な記載に止まり政策目標が不明確な事業も存在した。この要因の1つに、ロジックモデル作成時点ではアウトカムの内容がまだ検討中であったことが挙げられる。EBPMの実践においては、政策効果を把握することが望ましいので、予算過程とEBPMの一体的取組として行うロジックモデル作成時点（予算編成過程で検討中）を踏まえるとやむを得ない面もあるものの、今後のロジックモデルの作成に当たっては、可能な範囲で、政策立案時点で政策目標やアウトカムを設定することが望まれる。

**(ii) 効果検証方法等の検証**

- ・ 効果検証の実施のためには、既存の公的統計の活用や関連自治体等との連携も重要である。このため、EBPMの実践に当たっては、所管している部門と連携を取りながら情報共有に努めることが望まれる。

**(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証**

**ア 事業のスクリーニング基準に係る検証**

**① 厚生労働省の取組**

厚生労働省では、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

EBPMの実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

**【EBPMの実践事業の選定基準】**

	事業	概要
1	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
2	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
3	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

※ただし、新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とした。また、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上判断とした。

なお、上記選定基準に該当する事業であっても、以下の除外基準に該当する事業は、EBPMに馴染まないと考えられるため、ロジックモデルの作成・提出は不要とした。

### 【除外基準】

	概要
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

### 【重点フォローアップ事業の選定基準】

	概要
1	10億円以上の新規事業(行革事務局の基準に該当)
2	制度改正が実施又は予定されている事業
3	効果検証の実現可能性が高い事業

### 【効果検証対象事業の選定基準】

	概要
1	データの活用可能性 ✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか
2	事業の展開可能性 ✓ 効果検証で得た分析結果が事業の改善改良に寄与するか ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか
3	担当部局のヒアリング結果 ✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか
4	検証会での意見を踏まえた新たな観点 ✓ 会計的観点(今後の業務負担の観点(会計課意見)) ✓ 事業領域バランス ✓ EBPMの模範事例に繋がる可能性

## ② 検証結果

令和2年度EBPMの実践事業では、令和3年度概算要求事業のうち、要求額が1億円以上の新規事業、全てのモデル事業及び大幅見直し事業をスクリーニング基準とし、さらに一部除外基準を設定したことについては、EBPMとして馴染むという観点から、妥当である。ただし、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定については検討が必要である。

- 重点フォローアップ事業の選定に際し、令和2年度EBPMの実践事業では10億円以上の新規事業や効果検証の実現可能性が高い事業などを選定基準とした。しかし、EBPMの実践に当たっては、政策評価を踏まえたPDCAサイクルを回して行くことが重要である。このため、複数年にわたり事業が継続して実施されるなど、「政策評価によって事業の改善につながるか」といった観点についても検討する必要がある。また、政策分野に偏りが生じないよう幅広い分野から選定するこ

とについても検討する必要がある。

- また、効果検証対象事業の選定に当たり、データの活用可能性や事業の展開可能性などを基準としている。しかし、あくまでこの基準は、因果推論を政策立案に導入することを目的とした際の基準である。厚生労働省におけるEBPM浸透の目的・戦略によっては、例えば、会計的観点や社会的関心などを重視した選定基準も考慮することが望まれる。

## イ 予算過程での反映方法に係る検証

### ① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、EBPMの一層の推進を図るため、予算過程とEBPMの一体的取組として、省内の予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは財務省主計局への説明にも積極的に活用した。主な取組過程は以下のとおりである。

令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用	
・ 4月以降	各局事業・予算要求内容検討(ロジックモデルの作成)
・ 7月中旬	各局のロジックモデルをEBPM推進事務局で確認し、修正案を提示し調整(40事業)
・ 8月上旬	会計課長説明においてロジックモデルを活用(31事業)
・ 9月末	財務省主計局説明においてロジックモデルを活用(18事業)
・ 12月末	予算額の正式決定(ロジックモデルに修正があれば反映)

このような予算過程とEBPMの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ✓ 予算過程におけるロジックモデルの活用については、具体的な活用方法及び評価基準の明確化が必要である。
- ✓ 新規予算要求事業へのロジックモデルの活用については、アクティビティの洗い出しや、ロジックの確認、リサーチデザイン的设计に一定の効果がある一方で、予算要求時点では、アウトカム指標の設定までは困難なケースがある。

### ② 検証結果

- 令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。ただし、ロジックモデルは作成のみならずその活用が課題である。予算過程において政策部局がどのように活用するか、また、政策立案過程においてロジックモデルをいかに自主的に活用していくかという点について、行革方針も踏まえ、厚生労働省としてもロジックモデルの活用方法を検討することが望まれる。例えば、今年度ロジックモデル



を作成した事業の中で、予算要求時にロジックモデルを活用した好事例を取り上げ横展開することなどが考えられる。

## ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

### ① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、前述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、当該事業の効果検証方法について、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を事業担当課室長へ対面で提示した。

また、令和元年度EBPMの実践事業の中から2事業を選定し、効果検証を行った。主な取組過程は以下のとおりである。

令和2年度の効果検証の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業(12事業)を選定し、令和4年度に向けて効果検証手法等を提示</li> <li>重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業(2事業)を選定(令和4年度に効果検証を実施)</li> <li>令和元年度EBPMの実践事業について効果検証を実施(2事業)</li> <li>効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談所)の実施</li> </ul>

なお、令和2年度EBPMの実践事業は、事業実施が令和3年度となることから、効果検証は令和4年度に実施することとなる。令和4年度に実施する効果検証の取組(予定)は以下のとおりである。

令和4年度の効果検証の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度EBPMの実践事業について事業効果の検証(自己点検)</li> <li>重点フォローアップ事業については、上記に加え、事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開</li> <li>令和2年度の効果検証対象事業については、令和4年度の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象事業の候補として会計課に提示(最終的に行政事業レビュー外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定)</li> <li>効果検証結果を踏まえた事業の改善</li> </ul>

### ② 検証結果

事後の効果検証スキーム等については、EBPM浸透に向けて理想的な方法であることから、おおむね妥当である。ただし、効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なリソースの確保について検討する必要がある。

その際、人的・予算的なリソースの確保については、厚生労働省の政策部局が多忙

である状況に鑑みると厚生労働省内のリソースだけで実施することには限界があることから、持続可能な分析体制の構築のためには、人的資源、予算的配分を工夫することや、外部の有識者や専門家を活用することなどで効果検証スキームを検討することが望まれる。

また、必要なデータの取得について、当該データが取得できない場合は、関係者の知見も活用して問題の解決を図るため、その理由も含めて明らかにすることが重要である。

#### エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

- 令和2年度EBPMの実践における全体スキームについては、予算過程と連携し、事業の実施前にリサーチデザインを施す取組などが組み込まれていることから、おおむね妥当である。ただし、EBPMについて、政策を議論する中で、ほとんど紹介されていない現状に鑑み、証拠に基づいて政策立案を実施していることを理解してもらうため、政策部局の審議会等でEBPMの実践事業であることをアナウンスすることについて検討する必要がある。